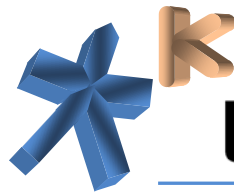




正門側からB館を臨む



# ビジネス法学科ジャーナル

[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL. (06) 6328-2431 (代表) E-mail .blic@osaka-ue.ac.jp

## ビジネス法学科ジャーナル発行に よせて

この度、メールマガジン「ビジネス法学科ジャーナル」が経営・ビジネス法情報センターから発行されることになりました。ビジネス法に関する社会的関心が高まる中で、ビジネス法学科第一期生の卒業年度を迎え、時宜にかなった企画だと思っています。

経営・ビジネス法情報センターは、四年前経営学部にビジネス法学科が開設され、これが設置経費を要しない形式で設置されたことを背景として、実質は経営学部ビジネス法学科の教育・研究・社会貢献の拠点として三年前に設けられたものと理解しています。

ビジネス法教育は、近年の企業・ビジネス社会の情勢の中で今後ますます重要度を増すものと思っています。今、インターネット検索で「ビジネス法」と入れると本学ビジネス法学科が一番出るようになっていきます。検索頻度＝関心の高まりを示すものと言えます。

このメールマガジンが今後在学生・卒業生・教員そして社会をつないで継続し発展するよう期待しています。



経営学部長 経営学科教授  
渡辺 大介

## ビジネス法教育と発行趣旨

このたび大阪経済大学の経営・ビジネス法情報センターでは『ビジネス法学科ジャーナル』を発刊することにいたしました。発刊に際し、初心を明記しておきたいと考え、この拙文を掲げることにいたしました。

2004年にビジネス法学科が設置されました。それはビジネス法教育の重要性をわたくしたちは強く意識したためでした。間違いなく時代はビジネス法教育を求めていると確信しています。既存の大学の法学部（法学科を含めて）は全国でおおよそ90数校あります。毎年、35,000人程度の卒業生を社会に送り出しています。その



卒業生がまったくビジネスの知識をもたずにビジネス社会に突入するということは無謀であると考えたためです。そのビジネス法学科の研究・教育・社会貢献などの諸面のサポートを行う目的で経営・ビジネス法情報センターは2005年に経営学  
経営・ビジネス法情報センター長  
ビジネス法学科教授 木村 俊郎

部に設けられました。具体的には特別講演会、大阪府委託訓練講座、ビジネス法研究会、学校法務研究会、アンケート調査など種々の活動を実施してまいりました。

近い将来、ビジネス法学のカリキュラムの検討などが予定されています。その一環として、今回、『ビジネス法学科ジャーナル』を発刊することになりました。発刊の意図は、メールマガジンという手段を用いて学生にビジネスに関する法情報を提供するところにあります。ただ講義だけで、また法学文献だけで法情報を入手することは難しい状況になりつつあります。そこで、本ジャーナルが学生諸君による種々の法情報入手の手助け、あるいはナビゲーターになればと考えています。

発刊は教員のイニシアティブで行うことになりましたが、続刊は学生諸君の意見も取り上げてより学生諸君にとって使いやすい、そして必要な法情報提供誌としてバージョンアップを考えております。

学生諸君の忌憚のない意見やアイデアを編集委員に聞かせていただければ幸いです。今後、学生と教員の相互交通のビジネス法情報雑誌として発展することを期待しています。

## CONTENTS

- ビジネス法学科の過去・現在・未来を語る（北村教授・長縄教授・木村教授による対談）・・・2
- ビジネス法研究会
- 「入札談合と独占禁止法」（栗城准教授）・・・3
- 「M&A・事業承継の手続きにおける実践的課題」（桐石氏）・・・4
- 「法解釈学」とは何か？（黒田講師）5
- ビジネス法入門解説（池島教授）・・・6
- 最近の面白い判例（松田准教授）・・・7
- 「学校の法理」の発想（北村教授）・・・8
- 掲示板・・・8
- 民法テール（指桃罵李）・・・9
- 大学における「三方よし」と暖かさ（樋口准教授）・・・10
- 編集委員の紹介・・・10
- 編集後記・・・10







# ビジネス法研究報告 ( 続き )

## 『M&A・事業承継の手続きにおける実践的課題』

### —M&A 専門会社の視点から—

桐石戦略会計  
株M&A データバンク  
代表取締役  
桐石 義高 氏



#### 1.M&Aビジネスの概要

ここ数年、大企業のM&Aが活発かし注目されてきたが、今後は、中堅ないし中小企業のM&Aも事業承継問題との関係で注目されるであろう。M&Aを取り扱う専門家(士業)も増加してきている。税理士の新しい業務としても注目され出している。当社も、税理士、会計士、弁護士などM&Aに関心の高い専門家20数名で設立した。

#### 2.手続きの問題点①企業機密(情報管理と守秘義務契約)

M&Aを取り扱う事業者(士業)が増加する中、M&Aスキルが未熟なまま業界に参加する事業者もいる。M&Aに関する企業情報は企業にとって生死を分かつ情報でありながら、その適正な管理方法が慣習としても確立されていない。最悪の場合は、不動産情報と同等のやり方で取り扱う事業者もいる。

M&Aに関する企業情報は、機密の度合いに応じて段階分けし、守秘義務の程度を異にして取り扱うことを提唱する。ただし、成約率との相反性は免れない(この段階分けの繊細性が、その事業者の専門性の判断の1指標となりうる)。また、守秘義務は法人を当事者として締結することがあるが、定型の契約書を利用しては、相手が大企業法人の場合、その企業の何千人の者が企業機密を知ることが許されることになる。退職者も考えれば、これは問題ではないか。

#### 3.手続きの問題点②企業評価(事業評価と瑕疵担保責任)

企業評価は、「財務的評価」だけではなく、「事業評価」も重要である。

M&Aが活発になる中、(金権主義ではない)M&Aの目的である「シナジー効果」に疑問があるといわれるケースも出てきている。大手M&A事業者の中には、このシナジー効果をきちんと見極めたうえでM&Aを提案することをセールス・ポイントにしているところがある(正しい視点である)。事業評価は、各種の専門家(技術者、弁護士、人事コンサルなど)とプロジェクト・チームを結成し遂行すべきである(当社にも、技術を評できる専門家が参加している)。

現場では、この企業評価があまりに事実と異なった場合、誰が、どのような責任を負うのかという問題が生じている。

そのようなときに備え。買手側企業が、株式売買契約に買戻し特約をつけることを要求することがある。合併の場合には、合併無効の要件論となり解決は困難となる。デュー・デリジェンス契約の不履行ということで、M&A事業者者に責任を追求することになる(ただし日本のデュー・デリジェンス契約には2種の類型があり一概には言えないが)、根本的な解決策とはいえない。直ちに合併せず、株式売買で支配権を取得してから、時期を見て合併に移行することが無難であろう。

#### 4.質疑応答(抜粋)

(1) M&Aを活発に行っている企業はどのような業界に多いか。また、特徴はあるか。

買手側企業と売手側企業によって業界が異なる。

買手側企業の業界は偏在する傾向にある。中小企業の案件も増加しつつある。

(2) フロー価値にストック価値を加算することは過大な企業評価とはならないか。

フロー価値だけに重点をおく計算式は、売手側企業の納得が得られにくい。例えば、開発中の技術や福利厚生施設はフローを生まないが、これが企業価値の範疇外では売手側企業の納得が得られない。ストック評価の加算も必要と思う。ただし、フロー価値自体は事業評価により、加減乗除すべきであると思う。



第4回研究会は10月27日建設請負契約の瑕疵担保責任を中心にビジネス法学科の黒田講師とゼネコン法務担当者(交渉中)の報告を予定しています。









めにも、試験前には上記の学習を進めると共に、テキストやノートを見ながら結構ですので、自らペンをとって実際に書いてみてください。いい答案の近道は、「書いて練習をする」以外はないのではないのでしょうか。野球でも、試合のみだけでは、いいピッチャーにはなれません。キャッチボールに始まり、しっかりとしたストライクゾーンを認識しながら、投球練習を重ねることで、いいピッチャーになっていくのではないのでしょうか。

②試験答案作成について

今回の試験を受けた際、「答案の構想」というものを練った人は何人いるのでしょうか。多くの人は問題を見るなり、すぐ書き始めていた人が多いのではないのでしょうか。試験の始まりの合図の後、5分でもいいので「答案の構想」を練りましょう。例えば、「AとBを比較しながら、説明しなさい。」という問題と「Aと

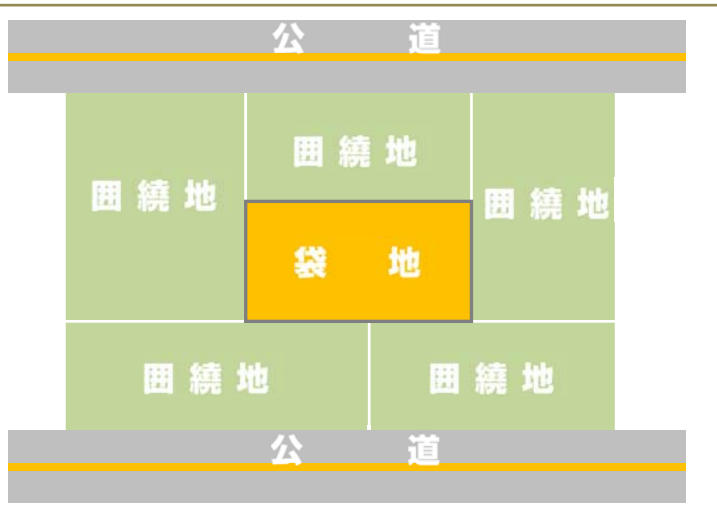
Bについて説明しなさい。」という問題では、答案の書き方は異なります。後者にあつては、単にAとBの説明でいいのかもしれませんが、前者にあつてはAとBを「比較しながら展開すること」がポイントとなります。それ故、どのように比較展開するか構想を練る必要があります。また、問題によっては、展開する順番（説得材料の順番）が重要な場合もあります。こうしたことを注意しながら試験答案を書いていくことは非常に難しいものです。そのためには、まず構想を練って、その構想に基づいて（見ながら）答案を作成する方が賢明なのではないのでしょうか。また、こうすることで、答案作成の途中で頭の中が真っ白になって答案が書けなかったということもなくなるのではないのでしょうか。

長くなりましたが、この文が皆さんの今後の一助となれば幸いです。

最近のおもしろい判例

最判平 18.3.16：自動車による通行権の主張

下図のような土地を民法では袋地と呼んでいます（不動産用語では無道路地です）。民法210条ではこのような公道に至る通路のない土地の利用のために「公道に至るための他の土地の通行権」、すなわち、<sup>いじょうち</sup> 圍繞地通行権を規定しています。圍繞地とは、袋地を囲んでいる隣接地をいい、袋地の所有者は必要の程度に応じ、損害のもっとも少ない方法で圍繞地を公道に出るために利用できます。圍繞地通行権は袋地で生活する者のために設けられたもので、日常生活のためには買物などどうしても公道に出なければなりません。この条文ができた当時、それほど自動車交通は発達しておらず、圍繞地通行権は徒歩で通行するための権利として規定されました。ところが、現代は自動車交通花盛りの時代です。圍繞地通行権も徒歩での通行だけでなく、自動車を使って公道に出るためにはある程度の幅員を有した通路が必要になります。自動車が余裕をもって通行できるためには幅員が2.5m程度は必要かと思えます。



ビジネス法学科 准教授  
松田 佳久



最高裁平 17 (受) 第 1208 号 平成 18.3.16 第一小法廷判決（最高裁判所民事判例集 60 卷 3 号 735 頁）は民法 210 条の圍繞地通行権について、自動車の通行を前提とする通行権の成否およびその具体的内容についての判断基準を示した初めての判決です。当事者の事情をなんら考慮することなく、自動車の通行を前提とする圍繞地通行権を否定した原審（東京高裁平 17.3.16）判決を破棄し、原審に差し戻しました。本最高裁が示した基準は「他の土地について自動車による通行を認める必要性、周辺の土地の状況、自動車による通行を前提とする 210 条通行権が認められることにより他の土地の所有者が被る不利益等の諸事情を総合考慮して判断すべき」とするものです。









